

第八回国会 大蔵委員会議録 第四号

昭和二十五年七月二十日(木曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 大上 司君 理事 奥村又十郎君

理事 小山 長規君 理事 田中織之進君

理事 浅香 忠雄君 有田 二郎君

高間 松吉君 田中 啓一君

若菜地英俊君 西村 直巳君

宮藤 靖君 宮腰 喜助君

高田 富之君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

大蔵事務官 吉田 晴二君

(管財局長) 湯地護爾郎君

(証券取引委員 会事務局長) 岡田 修一君

(運輸事務局 長) 阿部 達一君

(管財局長) 清算室長

運輸事務局 辻 章男君

(海運局長) 第二課長

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

委員外の出席者

大蔵事務官 阿部 達一君

(管財局長) 清算室長

運輸事務局 辻 章男君

(海運局長) 第二課長

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

委員外の出席者

大蔵事務官 阿部 達一君

(管財局長) 清算室長

運輸事務局 辻 章男君

(海運局長) 第二課長

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

委員外の出席者

大蔵事務官 阿部 達一君

本日は、まず昨十九日本委員会に付託されました証券取引法の一部を改正する法律案を議題として、政府当局より提案の趣旨説明を聴取いたします。

西川政府委員。

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

則で定める方法によつて計算した資産の額が、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める金額に満たないもの

第三十六條中「第三十一條を第三十一條(第三十二條第四項において準用する場合を含む)に、登録を」を登録又は登録の変更をに、登録申請者を登録申請者又は登録変更届出者に改める。

第三十九條第一項中「同條各号を同第一号乃至第十号に改める。

第四十一條第二項中「国債証券の下に、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券」を加える。

第五十四條第一項第五号の二を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第三十一條第十号に規定する資産の額が同号の規定により証券取引委員会規則で定める金額を下つたとき

第百一十一條第三項に次の一号を加える。

四 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める書類

第百七十一條第四項を削る。

第二百條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第三十條の二の規定に連

加える。

反して証券業を営んだ者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 証券取引法第三十九條第一項の規定(第三十一條第九号及び第十号の改正規定に關連する部分に限る)は、この法律施行の際現に証券業者については、この法律施行の日から二年を限り、適用しない。

○西川政府委員 たいだいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

今回改正しようとするおもなる点は、次の二点であります。

その第一点は、証券業者の登録拒否原因の整備であります。すなわち、昨來未以の株式市況の不振により、証券業者の資産内容は悪化し、一部の証券業者については、整理の必要が認められる現在におきましては、証券業者の資産内容の充実をはかる必要があること、及び現在の登録拒否條項のみでは、従来の実績に徴し、場合によつてはかえつて投資者の保護に欠けるおそれがある点にかんがみまして、この際、従来の登録拒否條項のほか、登録申請者の資本金額または資産の額に對して、証券取引委員会が公益または投資者保護のため必要かつ適当であると認めて、証券取引委員会規則で定める額に満たないものに対しては、証券業者の登録を拒否することとしたこと

でありました。

改正の第二点は、証券業者の営業保証金についてであります。すなわち、営業保証金について、現行法は国債証券をもつてこれに充てることができるとして充てられておりましたが、国債証券も相當に償還されましたので、国債証券のほか、今回新たに、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券または社債券を加えることとしたことでもあります。

以上が改正法案の要点であります。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことを切望する次第であります。

○夏堀委員長 それでは前会に引き続き、船舶公園の共有持分の処理等に関する法律案を議題として、質疑を続行いたします。

○奥村委員 たいだいま御提案の船舶共有の法律案は、船舶公園の解散の最も中心的な問題であつて、事実上船舶公園の解散の仕事、われ／＼今この委員会でも審議することになるので、はなはだ重大な責任があると思つて、なぜならば共有持分を政府が引継ぐといふことが、船舶公園の財産のほとんど全部が共有持分でございます。そこで今度政府が引継ぐとすれば、共有持分の公園の権利義務は一切政府が引継ぐ。そこで二、三お尋ねがあります。

第一、一番大きな問題は金利であります。公園の金利と称するものは、一

本日(の)會議に付した事件

船舶公園の共有持分の処理等に関する法律案(内閣提出第一〇号)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

○夏堀委員長 これより會議を開きます。

第一類第六号 大蔵委員會議録第四号

昭和二十五年七月二十日

第一類第六号

大蔵委員會議録第四号

昭和二十五年七月二十日

第一類第六号

大蔵委員會議録第四号

昭和二十五年七月二十日

第一類第六号

体これは復金から借入れたもののみを言うのか、あるいは政府出資の金も含めて金利と言ふのか。この点をまずお伺いいたします。

○吉田政府委員 たいま御質問の点は金利の問題でございますが、これは政府の出資した分と復金から借りましな分と、一括しまして公団から船主に貸し出しておりますので、従つてこれは全部の金利ということになつております。

○奥村委員 それでは船舶共有契約書第十條の「別に定める基準」の中に「公団の金利は公団持分の帳簿価額に対する金利とする。こういふことが書いてありますので、ただいまの御答弁と符合するわけでありませうから、その通り承知いたします、そつちいたしますと今度政府が公団の持分を引継いだ場合、復金の借入金七十億は全部消滅させることとなる。それから政府の出資五十一億も一応消滅することになるが、今後金利といふものはどれをさすのかお伺いします。

○吉田政府委員 たいまの御質問の点は、結局政府が共有持分を引継ぎましたあとにおきまして、いろいろの点は共有契約に基いてきめられるわけでございますから、現在の共有契約そのものについては、船主の同意がなければ変更ができません。従つて従来通り引継いで、何ら契約の内容に変更がなければ、同一の條件が守られることになると思ひます。もちろんその点について両者の間に同意ができませんれば、これは契約でございますので変更が加えられることになると思ひます。

○奥村委員 少し御答弁が明白でないのじやないかと思ひます。船舶共有契約書の條項の中には、第二十條に、相手の承認を得なければ云々と、いろいろ書いてありますので、すでにこれは船主の方には、船舶公団から政府へ持分を肩がわりすることについて、あらかじめこの話し合いを進めておられるはずで、大體話し合ひができたから国会に御提出になつたはずと思ふ。その話し合ひはこの金利についてどういふふうについておるか、お尋ねをいたします。

○吉田政府委員 たいまの御質問の点は、まだ一応は現在のままで進める、かういふことになつておりますが、たゞ一部船主の中には、多少金利については、最近の情勢から見ましてだん／＼低金利になつておる状態でございますので、現在の金利水準に合せような金利に、考えてもらひたいという要望があるわけでございます。

○奥村委員 これはかんじんなことですが、復金の債権がこれで消滅する。そうすると今後においては一體幾ばくの金額に対して、どの率の金利を船主が負担して行くか、これは一番重大な問題であるわけですが、それがきまつておらぬといふことであれば、審議はできかねると思ふがどうでしょう。これを一つつ込んでお尋ねいたしますと、それじや船舶共有契約書第十條の「別に定める基準」の中で、船主がすべて船の運航を支配する。その総利益金があつた場合、甲乙の金利及び償却を差引いて、その剰余金は全部船主がとることになつておる。そうするとかんじんの政府持分／＼までの公団の持分、いわゆる甲の持分の金利をまず差引いて、また償却を差引いて、その剰余金は船主が全部とるといふ契約になつて

おる。その公団の負担する金利、つまり政府の金利というものは幾ばくであるかといふことについて、何の話し合ひもしてなければ、これは全然話にならぬ。この点はどうですか。

○吉田政府委員 先ほど御答弁いたしました中に、多少その点について明白でなかつたと思ひますが、私が申し上げた趣旨は、現在のところはもちろん一割二厘に確定しておるわけでありませう。ただ中に将来の問題として、そういう要望をしておる向きもあるといふことを、追加的に申し上げたわけでありませう。

○奥村委員 しかしその点は船主の方は承知しておるのですか。おそらく今後政府の持分になる場合には、もし金利を変更するということになれば、国会の議決を求めなければならぬことになるのではないかとお尋ねしますが、その点にかつてにやれるのかどうか、その点をお伺いします。

○吉田政府委員 先ほど申し上げましたように、たいまのところは、これは一割二厘に確定しておりますので、将来の問題として、そういう問題も契約の問題でございますから、起り得ると考へるのでございますが、国会の議決を経べきかどうかという点については、一応私どもは、これは従来からの建前からいたしまして、この契約の実行上の問題につきましては、特に国会の議決を経ないでやつて来ておる次第でございますから、今後の問題として、特にそういう契約の内容の問題については、議決はいらぬのではないかと考へております。

○奥村委員 国会の議決が必要か必要でないかといふことは、これは相当問題であると思ひますが、これはあとまわしにしておきたいと思ひます。それで経理の關係の方にお尋ねいたしますが、昭和二十五年三月三十一日までの決算において、政府出資に対する、一割何厘の金利を船主からとつておるかとお尋ねいたします。

○阿部説明員 お答えいたします。昭和二十四年度までにおきましては、船舶運管會で使用いたしておりました分につきましては、金利、償却全部入ることになつておりました。一応概算で受取つておりました、目下清算いたしておりますが、これは全額入る予定であります。それから、八月以降自管になりました総トン数八百トン以下の船舶につきましては、現在各会社の決算につき調査計算中でありまして、先ほど御指摘のように、諸経費を差引きまして益金が出ましたときには、現実に収納いたすことになつております。

○奥村委員 私のお尋ねしましたのは、政府の出資の金額に対しても一割二厘ですか。その率で金利が入つておるかどうかといふことを、お尋ねしておるのであります。

○阿部説明員 たいまのお説の通りであります。

○奥村委員 それでは重ねてお尋ねしますが、その金利計算の、つまり元本といふものは、計算の基礎はどこに置いておられますか。

○阿部説明員 お答えいたします。初めて契約を結びました際におきましては、そのときに持分を定めます。その定められた持分に対しての金利でございます。それから、爾後は償却せられました帳簿残額に対して、金利を

元本といたしまして金利計算をいたしております。

○奥村委員 あなたが言われるその金利というのは、損益計算書に出てくるところの船舶使用料の中に含まれておるのでありますか。

○阿部説明員 御質問の通りであります。

○奥村委員 それでは、今年の第七国会に提出された予算書の中の船舶公団の船舶使用料の収入見積りと、實際の、今度出された三月三十一日現在の損益計算書の船舶使用料の金額が、かなり予算通りに入つておらぬように思ふのですが、この点はどういふ理由でありますか。

○阿部説明員 今のお話の、予算の上の使用料は二十四億という、これでございます。奥村委員 そうです。

○阿部説明員 それから、今度出した損益計算書の船舶使用料の収入は、二十一億六千万円、これでございます。奥村委員 そうです。

○阿部説明員 この三月の概算によりますれば、これはほとんど運管會の計算によつて受入れておりました、一応概算で受取つておるわけでございますが、それが現在なお清算中でございます。なお未收船舶使用料といたしまして、今年度に繰越して入つて参りますので、大體たいままで概算できまします。その金額は合つて参ります。

○奥村委員 たいまの御答弁によりますと、要するに、大體予算通りには入るのであるが、事實は三億ほど未収入があるから損益計算書の方では二十

二

一億になつて、減収になつてゐる、こ  
ういふ御答弁と想うがその通りです  
か。

○阿部説明員 二十五年年度予定貸借対  
照表におきましては、期首は未收船舶  
料を見ておりません。それがたゞいま  
お答えいたしましたようにずれたとい  
うことが出てゐるわけでありませぬ。

○奥村委員 それでは、この船舶共有  
契約書によつて、昭和二十四年度中に  
は、金利及び償却などに見合うところ  
の船舶使用料の中で、つまり運営上利  
益がなかつたら、予定通り入らないの  
だといふものはなかつたわけですね。

○阿部説明員 恐縮ですが、もう一ぺ  
んお願いいたします。

○奥村委員 この船舶共有契約書によ  
りますと、純益のない場合は、金利及  
び償却もできないことになりませぬ。そ  
こで、予算通りに入つておるとするな  
らば、つまりほとんどの船舶利益があ  
つて、金利、償却ができてゐるものと  
見られるわけですが、その通りです  
か。

○阿部説明員 お答えいたします。こ  
れは契約面にございますように、国家  
の使用申あるいは運営会で使用いたし  
ておりました場合は、運営会で計算い  
たしました船舶使用料というものを、  
直接運営会の方から公団の方に支払つ  
てもらひまして、これは船主の方の損  
益関係の計算は別といたしまして、直  
接全部支払つてもらつてゐることにな  
つております。それでありませぬから、  
船主としましては、それだけのものを  
十分カバーし得たかどうかといふこと  
は、会社全体といたしましては申せま  
せんが、運営会の使用料の計算の基礎  
が、船舶及び金利といふものを基礎と

いたしまして、算出したしております  
ので、その船舶につきましては、船主  
の方におきまして、一応利益と申し  
ますか、自営の場合の計算で申せば、  
利益に当る部分があつたらあつた  
らと申しますか、あることとなつて納  
まつておりますので、やはり利益があ  
つたので納まつた、かように考へてい  
いと思ひます。

○奥村委員 つまり、一応利益がある  
ものとして計算をしたというために、  
この三億幾らという未収金が出てい  
るわけですね。

○阿部説明員 お答えいたします。三  
億余りの未収金が出てゐたのは、先  
ほど申し上げましたように、一応概算  
払いになつておりました、運営会自体  
の使用料の清算が遅れておりました。そ  
れで二十五年年度まで繰越しの収入にな  
る、こゝろのことでありませぬ。

○奥村委員 船舶共有契約書の第十六  
條には、本船の利用に関する費用及び  
通常の修繕費は乙の負担とする。こゝろ  
いうふうに出ておりましたが、この乙の  
負担とするといふことは、船舶運営上  
の経費の中に見ないといふ意味で書か  
れておるのでございませぬか。

○阿部説明員 第十六條の「負担とす  
る」とございませぬのは、従来までの運  
営会の計算におきましては、船舶の運  
営費、それから通常生ずべき修繕費と  
申しますか、それは運営会の計算では  
入つておりました。

○奥村委員 私のお尋ねしますのは、  
現在全部自営になつておるはずですか  
ら。総収入から総経費を差引いて純利  
益を出すわけである。従つて第十六條  
に事新しくその費用及び修繕費は乙の  
負担とするといふ、この條項はいらぬ

はずであるのに、特に書き上げてある  
といふことは一体どういふ意味を持つ  
か。

○辻説明員 十六條に特にこゝろいふこ  
とを断つておられますのは、大船船公  
団といたしましては、資本的支出に相  
当するような大修繕につきましては、  
船主経済をある程度援助しようといふ  
趣旨でございませぬので、これらの十六  
條に掲げておられますような小修繕は、  
支出としましても経費的に支出とすべ  
きものであらうといふことで、これら  
は全部船舶を管理させておられます船主  
の利用にさせたいといふ趣旨でござい  
ませぬ。

○奥村委員 それでは自営といふこと  
になる以上は、事新しくこの規定を入  
れるまでもなく、当然これは運営上の  
経費として差引くはずであるから、こ  
の際この契約の條文は変更すべきであ  
ると思ひがいかげですか。それともそ  
の年度の運用の計算の中に入れぬとい  
ふ意味ですか。

○辻説明員 これはおつしやいますよ  
うに、経費支出でございませぬれば、純  
益金から純経費を引きます際に、当然  
考慮されるのでありますけれども、実  
は船舶の修理につきましては、経費支  
出で認められるか、あるいはたゞ小  
修繕的なものでありまして、やや改  
造的な性質を帯びますと、資本支出に  
認められるものもあるわけございませ  
ぬ。そゝろいふものにつきましては、  
船舶公団としては、経費的な支出に類  
するものは全部船主に負担してもらつ  
て、船舶公団としては負担したくない  
のだといふことを強調した趣旨でござ  
いまして、その意味から申しまして、  
自営になりまして、なおこの規定を

置いておきますれば、船舶公団としま  
しては便宜であるといふふうな考へて  
おります。

○奥村委員 どうも感違ひしておられ  
るのですが、私のお尋ねしますのは、  
現在すでに全部自営になつておる。そ  
うすれば小修繕などは、その年度々々  
の損益計算の中にも含める。つまり経費  
としてそれは支出するはずであると私  
は考へる。従つてこの乙の負担とする  
といふ意味と食い違つて来る。その点  
をお尋ねしておるのであります。第十  
六條の利用の費用及び通常の修繕費と  
いふものは、通常の経費として当然益  
金から差引くべきものでございませぬ  
か。

○辻説明員 たゞいまおつしやる通り  
でございませぬけれども、中には、通常  
の修繕費であるか、あるいは多少改造  
的なの、つまり資本的な支出に属するも  
のであるかといふふうな、まぎらわし  
いものもございませぬので、そゝろいふ  
うなもの、一切船主の方の経費——  
公団の共有契約におきましては、経費  
的なものとして考へるのだ。それで、  
そゝろいふふうなものにつきましては、  
公団の方では関与しないのだといふこ  
とを明確にした趣旨でございませぬ。

○奥村委員 どうも感違ひしておられ  
るのですが、私のお尋ねしますのは、  
現在すでに全部自営になつておる。そ  
うすれば小修繕などは、その年度々々  
の損益計算の中にも含める。つまり経費  
としてそれは支出するはずであると私  
は考へる。従つてこの乙の負担とする  
といふ意味と食い違つて来る。その点  
をお尋ねしておるのであります。第十  
六條の利用の費用及び通常の修繕費と  
いふものは、通常の経費として当然益  
金から差引くべきものでございませぬ  
か。

○奥村委員 どうも感違ひしておられ  
るのですが、私のお尋ねしますのは、  
現在すでに全部自営になつておる。そ  
うすれば小修繕などは、その年度々々  
の損益計算の中にも含める。つまり経費  
としてそれは支出するはずであると私  
は考へる。従つてこの乙の負担とする  
といふ意味と食い違つて来る。その点  
をお尋ねしておるのであります。第十  
六條の利用の費用及び通常の修繕費と  
いふものは、通常の経費として当然益  
金から差引くべきものでございませぬ  
か。

○奥村委員 どうも感違ひしておられ  
るのですが、私のお尋ねしますのは、  
現在すでに全部自営になつておる。そ  
うすれば小修繕などは、その年度々々  
の損益計算の中にも含める。つまり経費  
としてそれは支出するはずであると私  
は考へる。従つてこの乙の負担とする  
といふ意味と食い違つて来る。その点  
をお尋ねしておるのであります。第十  
六條の利用の費用及び通常の修繕費と  
いふものは、通常の経費として当然益  
金から差引くべきものでございませぬ  
か。

○奥村委員 どうも感違ひしておられ  
るのですが、私のお尋ねしますのは、  
現在すでに全部自営になつておる。そ  
うすれば小修繕などは、その年度々々  
の損益計算の中にも含める。つまり経費  
としてそれは支出するはずであると私  
は考へる。従つてこの乙の負担とする  
といふ意味と食い違つて来る。その点  
をお尋ねしておるのであります。第十  
六條の利用の費用及び通常の修繕費と  
いふものは、通常の経費として当然益  
金から差引くべきものでございませぬ  
か。

出資とするのか。その年度の経費とし  
て利益金から差引くのか。その点が単  
に乙の負担とするではあまいでは  
ないか。

○辻説明員 今御指摘ございましたよ  
うに、御指摘されますと、多少そゝろい  
ふ感じもいたすのでございませぬが、こ  
こで負担と申しておりますのは、経費  
として落ちるといふ趣旨でございませぬ。

○奥村委員 経費として落ちるなら  
ば、この問題のみを事新しくこの第十  
六條に入れる必要はないように感じま  
すが、しかしこれはこの程度にしてお  
きます。

○吉田政府委員 たゞいまのお話の通  
り、そゝろいふ場合には政府と船主の間  
で協議をいたしまして、支出をする場  
合には、国会の議決をまつて予算に計  
上して支出するといふ以外に、道はな  
いかと思ひます。

○奥村委員 一番大きな問題でありま  
すが、まだはつきりしておりませぬか  
ら、私は最後の御質問としてつづこん  
で行きます。もし政府出資及び今まで  
の復金の分を含めまして、約百三十億  
の金に対して、一割二厘の金利を今後  
共契約で負担するならば、かなり船主  
の方から小言が出るのじやないか。し  
かしまたこれを見なければ、政府とし  
ては困るといふ立場になる。その点全  
然話合ひがないのか。それを明らかに  
しなければ、おそらくこの法案の審議

は進まないだろうと思ひますので、今すぐお答弁ができませんれば、この審議中にぜひとも御答弁を願ひたいと思ひます。

○阿部説明員 御指摘のように一割二厘と申します金利は、相当高率であると思ひます。それにつきまして、私どももいたしましては、これを固に引継いだ場合におきまして、この契約内容を改めることについて検討する必要を考へておりました。この点につきましては、船主の方とも折衝を続けて参つております。それにつきまして、現在の一割二厘を下げてほしいという船主側の方の希望は、たゞいま御指摘の通りでございます。ただ国の方といたしましては、船主側の根拠は、従来は半分以上が復金の借入金で、これが九分九厘ぐらいの金利になりますので、それが今度は国のいわば出資と申しますか、国の持分でありまして、国の資金コストといふことから考えますならば、一割二厘は高過ぎる、それをまけてほしいという希望が出ておられるわけでありまして、それに対して、国の方といたしましては、御承知の金利償却につきまして、公団、船主の間の先順位、後順位の問題がございますから、これを変更してもらつて要望いたしましたわけでございます。一時順調に進みかけたが、現在のところ海運界の不況の度が相当強まりました関係上、停頓の形になつておりますが、将来にわたりますれば、経済界の実情あるいは国の資金コスト等の問題を勘案いたしまして、船主と十分協議をいたしまして、変更すべきところは変更いたしたい、かように存じておるわけでありまして。

○吉田政府委員 経過につきまして、たゞいま阿部説明員から申し上げたような経過になつておりますが、一応引継ぎの場合の金利としては一割二厘と確定しておるわけでございます。ただたゞいま阿部説明員が申し上げましたように、この契約そのものの中へ、従来は、先ほどから御説明いたしましたように、運営会で大體において運航しておつた、そこで運営会からの収入は自動的に公団の方に入つて参りました。しかもその運営会のコスト計算の中に、当然公団の金利とか何とかいうものが十分織り込まれておつた。しかもその運営会の費用というものは、国家の予算から支出されておりました。間違ひなく入つて来るという状態でありましたので、その間に何ら問題なく進んで来たわけでありまして、これが自管になつて参りますと、船主の方に相当損失の場合もあつたし、また利益のある場合もあるという問題が起つて来るわけでありまして、その場合になつて参りますと、先ほどから御説明いたしましたような、契約書第十條の別に定める基準というものが動いて参りますので、その場合の内容については、どちらかと申しますと船主の方に有利な條項が相当あるわけでありまして、一方また金利については、船主はかなりつらい條件になつておる。従つて船主としては金利は下げてもらいたい、この内容について條件が悪くなつては困る、こういう二つの立場があるわけでありまして、国といたしましてはその間むりのない状態で、全体としては国の損失にならない、国としてはそれでいいという見通しがつきました上においては、その契約の條件変更

○吉田政府委員 この法律案が通過いたしましたあとにおきましての運営であります。この運営の方針は、大蔵省管財局でおきめになるのであります。それともその他の機関でおやりになるのであります。

○吉田政府委員 この点につきましては、公団の清算によつてこれが一種の固有財産になつて参ります関係上、大蔵省で引継いで運用することになつておきます。たゞもちろんその運営につきましては、これは相当海運行政にも重大な関係がございますので、運輸省とも十分御連絡の上運営したいというふうに考へておられます。

○小山委員 たいだいまの御方針でよろしいと思つておられますが、法的な根拠はどこにございませうか。運輸省の海運局との協議の上でやるということでは、ただ大蔵省の善意でもつてやるのであります。あるいは運輸省もそれに関与する権限を持つのであります。

○吉田政府委員 これは一般的に申し上げますと、国有財産の管理という中にも入るかと存じますが、そこにもいろいろ問題もございませうので、運輸省との間に覚書をつくりまして、今後の運営の方法についても、こういうふうにやりたいということをお約束ができておるわけでございます。

○小山委員 局長さんにお尋ねします

が、その覚書はもうできておられますか。一応お尋ねいたします。

○阿部説明員 お答え申し上げます。たゞいまの御質問の点でございますが、大蔵省と私どもの方の間におきましては、十分緊密なる連絡をとり、ことに連絡委員会を設けまして、共有持分の重要な変更等につきましては、一切相談の上でやつて行く、こういうことになつておられます。

○吉田政府委員 この点につきましては、法的に申せば、これはたゞいまの法律によつてやることになると思ひます。たゞ実際問題としては、船主との間に別にその点について懸念はないわけでございます。むしろある意味においては、これは希望されておる向きが多いかと思つておられます。

○小山委員 懸念がないとおつしやいます。たゞたとえば金利などの問題で、一向政府との間に交渉が進まない。むしろするとこの法律の規定でもつて、われわれの専前の承諾を得ないで、政府は持分をかえたりやないか、こういうような抗弁を受けるおそれはありませんか。

○吉田政府委員 お答え申し上げます。つまりこの点につきましては、従来とは何らかわらないわけでございます。従来より條件を悪くするとい

うのでございまして、そこに問題が起りますけれども、たゞいまのような金利一割二厘というのは、従来通りのものでございまして、そういう問題は起らないと思つておられます。

○小山委員 もうちよつと法律的に伺いたいのですが、法律はこの條項をかえる力があるとおつしやるのは、どういふところから参りますか。

○吉田政府委員 この点につきましては、先ほど申し上げましたように、結局公団というものは一種の政府機関でございますので、別の法人格は持つておられますけれども、この公団が解散いたしますれば、結局清算したときにおいては、当然国家の方に持分が引継がれることになつておられます。その点の法律によつてそれを明確にしておつておられると思ひます。

が、それは経済安定本部と運輸省といふことになっております。

○小山委員 船船会館というのは船船公団の持ち物ではなくて、船船公団が資材を払い下げて、造船業者が寄付をしたというところによつてできた会館である、こういう御答弁でありますか、この中に何かスキヤンダルがあつたことは御存じですか。

○岡田政府委員 船船会館の問題がスキヤンダルであるかどうかということ、私はよく存じません。ただ今それが一応問題になつて調査中であるといふことは承知いたしております。

○小山委員 私のお尋ねしたいのは、船船公団の事件に関して警視庁で捜査をして、その資材部の特材課長が逮捕された、こういうふうな内容でありますか、これについては監督官庁としてそれを御存じないというの、いかにも無責任のように思いますが、共警であるからわからないのか、あるいはあなたの方のお手落ちでありますか。

○岡田政府委員 そういう事実は存じております。しかし取調べを受けておるからと言つて、それがスキヤンダルであるかどうかというところは、私はまだ断定しないわけでありませう。まだ問題は検事局にありますが、私もほそらういふ事実はない、かように考へておるのであります。

○小山委員 それはもとより犯罪の事実が裁判所においてきまらな前でありませうから、スキヤンダルであるかどうかは断定できないのはその通りでありませうが、こういうふうな資材の払下げにからんで、そういうふうな不正があつたのか、あるいは船船会館から

んで、そういう不正があつたといふことで、警視庁で捜査しておるわけでありませう。資材を売つてやると、一つの会館をつくれるような寄付金ができるくらいの利益がある資材の払下げをやつておつたのですか。

○岡田政府委員 私直接の主管でございませぬので、その事件について正確にお答えできかねますが、その当時マル公で払い下げたと聞いております。それから船船会館の設立につきまして、これはその当時関係方面並びに日本政府内全部の了解をつけて設立した、かように聞いておるのでございませう。今どういふ点が問題になつておるのか、私詳しいことは存じませぬ。

○小山委員 一応これで終ります。

○夏堀委員 高田君。○高田(官)委員 ちよつと今の問題に關連しますが、これは船船公団に限らず各公団について経済調査庁その他で相当経理内容などを調べて、これはしばらく前の話ですが、閣議に報告があつて、まだ発表の段階でないといふやうなことを聞いたことがありますが、その経理内容についていろいろ忌まわしい不明朗な部分がある、各公団にわたつて相当見られるといふことでありませうが、船船公団に關してはそういう方面の経理内容の調査をされておりましたか。その内容がわかつておりましたら、どういふ程度であるか伺いたいと思ひます。

○吉田政府委員 あるいは御答弁が十分でないかもしれませぬが、先般の経済調査庁の調査の中には、たしか船船公団はなかつたのではないかと思ひます。もし経済調査庁の報告という意味

に限定すれば、その中にはなかつたのではないかと思ひます。

○高田(官)委員 そのことはまた経済調査庁にお伺ひすることにいたしました。この共有になる船船の稼働中のものと、繋船しておるものとの比率はどんなふうになつておりましたか。

○吉田政府委員 たいまちはよつとその資料がございませぬので、さつそく取調べてお答え申し上げたいと思ひます。

○高田(官)委員 大まかなことでもわかりませぬか。

○岡田政府委員 現在繋船は百万重量トンであります。最近ではよつと減つておりますが、七月初めまではその程度であります。全体の動いておる船は二百二十万トン、その中には新造船船その他もございまして、ことに船船公団の持分は相当金をかけてよくなつておる船が多いわけでございますから、必ずしも四割五分という率ではない、もつと少ないのではないかと想定いたしております。

○高田(官)委員 最近この事案で海運界も相当活況を呈して来ておるといふことではあります。現在の朝鮮方面の運航に携つておる船は大体どのくらいですか。

○岡田政府委員 これは直接アメリカの方で自由なる契約に基いて使つておられます。私どもの方では正確な数字はわかりませぬ。

○高田(官)委員 最近海上信用保険が相当膨脹して来ておるといふようなことであります。これは数字的にどのくらいになつておるのですか。基本金が予算の上では十億圓ということになつておるのですか、これが最近になつ

てからほるかにオーバーして来ておるといふことを聞きますが、その点はいかがですか。

○岡田政府委員 これは私の所管ではございませぬから、たいまちはお尋ねの海上信用保険というものは、私よく了解し兼ねます。

○高田(官)委員 七月十日の東洋経済を見ますと、海運界ではリスカの多い朝鮮方面へ、スクラップにしてもいいような船をまかせといふふうに出ておるといふような記事が載つておりますが、大体そういうふうな傾向になつておるのですか。

○岡田政府委員 そういう傾向と申しませぬ。ただアメリカの方で定められた、備船料—いい船も悪い船も同じような備船料であるといふふうな、暫定的ではあります。そういう建前でありますので、あるいは業者の方で悪い船をまわした方が得たといふようなことで、そういう記事が出たと思ひますが、現実にはそうばかりは行つていないと思ひます。詳しいことは存じておりませぬ。

○高田(官)委員 現在は朝鮮方面の危険水域は、従来外国の船が通つておつたのが航行禁止になつて、その辺はもつぱら日本船が担当しているといふふうにも聞いておるのですか、そうなつておるのですか。

○岡田政府委員 別に禁止区域にはなつていないと思ひますが、日本船が出る場合でも関係方面から航路許可が出るはずになつております。ただ実際問題として一般の荷動きがございませぬし、また他少の危険もありませうから、一般の船はなかく出にくい事情にありませぬ。

○高田(官)委員 けさの各新聞を見ますと、朝鮮の上陸作戦に日本の船が参加している、あるいは日本の船長が参加しているといふような記事が出ておりましたらお知らせ願ひたい。

○岡田政府委員 日本の船が参加しているか、日本の船長が出ておるか、私の方では一切わかりませぬ。

○田中(官)委員 この法律は本来の船主が急には持分を買ふことができないから待つてやろう、こういうことが趣旨になつて、それに基いていろいろなものが出て来ておると思ひます。そのうち、あるいは公団の性格とかいろいろなことから、買ひもどしといひますか、買ひ受けるべき性格がきまつて来るだらうと思ひますが、待つてやることによつて別段船主からは—俗務船主と申すわけですが、延滞の利子をとるといふやうなことはなさらぬわけですか。これが第一点。第二点は、法律の第一條の四項以下であります。読んでよく内容がわからないので、まずその二点を御説明願ひます。

○吉田政府委員 たいまちは最初の御質問の点であります。十年間政府が待つてやるというのではありませぬで、つまりその契約に基きます十年の間は、船主の方に買受権があるわけでありませぬ。これは政府の公団の持分を船主が薄価で買ひ受ける権利がある。しかもまた政府の公団の持分につきましても、これを同意を得なければ他へ流ることができないという制約がつい

ているのでありまして、その制約が... 一応引継いでおかなければならぬとい... 金利の問題でございまして、金利は... 船主側からとるといふことになつておられます。

それから第二点の第四項の点でござ... 非常にかかりにくいように見えます... 船主側からとるといふことになつておられます。

復員金融庫の間に相殺という関係... 全部を国の方へやつてしまひます... 出資をしておりますので、公団は政府... 非常に片手落ちでありますので、一方に... 四項の方はよくわかりました。

最初的一点の方ですが、そうします... 利子をとるとおつしやいました... 吉田政府委員 これは公団が存続中

は、公団の方に当然その分が入つて参... 政府に引継げば、その引継... 公団とそれから公団と... 公団に入る時期のことはよくわかり... 船主側が利子を払わなければならぬ時期と申しますか、それはいつからですか。

吉田政府委員 これはこの契約全体... から申しますれば、この契約が始ま... たときに、船主は当然この契約に基... て金利負担の義務があるわけであり... 船主は当然この契約に基いて金利負担の義務があるわけであり...

田中委員 実は実態をあまり詳... しく知らぬのですから、愚問である... ぬものですかとお伺いするわけです... が、そうしますと、公団の持分のもの... もまた船主の持分のものも、一緒に復... 金から金を借りまして、船主の持分に... おける分に対する借入金に對しまして... は、公団を通じて金を払つていふことですか。

吉田政府委員 ちよつとはつきりわ... かりませんが、あるいは間違つてい... かもしれません。船主の持分につきま... しては、船主の方で復金から借り、あ... りいは市中銀行から借り入れまして、... 自分の計算で借金の方へ払つてい... 片方公団の持分というものは、つまり... 一隻の船に例をとりますと、一隻の船... のうちかりに半分が公団の持分、半... 分は船主が持つていふ。そのおの... の持分について船主は国から借り、そ

れから市中銀行から借入れまして、自... 分の持分にしていふわけでありませ... また公団の持分につきましては、公団... は国から借入れ、また政府から出資を... 受けていふ。その両方が持分を持つて... いる、こういう関係になつておしま... して、そこで一隻の船を運用しまし... て、そこで利益が出る。そうすると船... 主はまず自分の負担している金額につ... いては市中銀行なりに払い、同時にこ... ちらの公団の持分については公団に払... う、このような方法をとつておしま... す。

田中委員 わかりました。... 官廳委員 この問題は、できました... ら大蔵大臣に御答弁をいただきたいと... 思うのでありますが、幸い西川政務次... 官がお見えでありますから、かわつて... 御答弁をいただけたらいいと思ひたい... と思ひます。この提案理由を拜見いたし... ましたも、清算を促進するといふこと... が主たる目的になつておりました、九... 月末日をもつて清算が終了をする。こ... れは一応ただいまの段階では、御提案... になりました法律及びその他の資料、... 及び政府委員からの御説明等、妥當な... ものであると私は信ずるものでありま... す。しかし清算といふものには、形式... 上の清算と実質上の清算とがあるわけ... でありまして、ただ九月三十日に持分を... 国が引継ぎまして、一応公団の清算は... 形式の上において終了した。かような... 形をとりますと、將來大蔵省の管轄... 下に置きまして、これは形式的に申... すのでありますが、長く続くように予... 想せられまして、むしろかかる措置を... とりますことにおいて、実質上の清算... を遅らせるくらいが多分であると私は... 考えます。むしろ公団自身の清算の間

におきまして、より以上清算を促進さ... すべき実質上の考え方をもちろんださ... つた方が、とかくいろいろの問題を起... しがら公団の結末であるのでよいと... 思ひます。それを大蔵省が引継ぎまし... て、いたずらに長期にわたつてこれを... 行つて行くといふことについては、若... 干疑問を持つものであります。そこで... 九月三十日も間に合ひかねる期間... であるといひましたならば、この九... 月三十日を別な法律によりまして若干... 延期いたしまして、公団それ自身の清... 算について、もし他の立法措置ある... は行政措置等が必要でありましたなら... ば、それもあわせ行つていふことを前... 提条件といたしまして、何かお考えを... お持ちになつておるか。まださういふ... ことで理由ありと感ぜられ、政府とい... ちしまして何か対策がありましたらな... らば、この際お示しをいただきたいと思います。

西川政府委員 実は今日まで公団の... 整理については相当いろいろの問題も... ありますし、また期限におきまして、... たいにおつしやいました実質上の整... 理といふものがなかく、むしろかしい... は、仰せの通りであります。しかしな... がら船船公団の方は、共有分の譲渡が... 主体でありますから、今日から九月の... 末日までに、形式上も実質上も懸命な... 努力をいたしましたならば、何とかな... るのではないかとおつしやと思ひま... す。ただ、ただいまおつしやいました... 通り、それでもいけない場合はどうす... るか。この場合はやはり皆様に立案い... たしましてお願いしなければなりません... が、ただいまのところは何とかして... この運営上、うまく研究させていただ... きたいと思ひます。

官廳委員 先ほど米から各委員より... 質問があつた通り、この清算に關連す... る問題として、ごく最近の朝鮮問題... 來問題になつておる危険地域に入つて... 行く船舶については、今まで戦争上... における海上保険といふものがあつた... ですが、現在の状態ではおそろくそれ... が無いのではないかとおつしやと思ひ... ます。部開くところによると、さういふ海域... に出られる船舶については、沈没した場... 合にはアメリカの方で責任を負うのだ... という事実も聞いておるのですが、こ... の真相をちよつとお伺ひしたい。

岡田政府委員 アメリカの方に雇わ... れ、あるいはアメリカの方の要請によ... つて船が朝鮮に行きまして、それによ... つて損害を受け、あるいは沈没した場... 合には、その全責任はアメリカ政府の... 方で負うといふスキヤップインが、日... は忘れまして出ておられます。それに... よつてカバーされることになつており... ます。

官廳委員 現在までの朝鮮における... 船舶関係は、非常に緊縮が多くて探算... がとれないで、会社も大分困つておる... ということを聞いておられます。ごく最... 近になつて非常に船舶が活発になつた... のであります、その状況を伺ひたい... と思ひます。

岡田政府委員 事案前におきまして... は、大体十萬重量トシ程度の貨物船が... 動いております。現在の程度に動... いておりますか、先ほど申しますよう... に私どもの方ではわかりません。しか... し現在の日本国内における船舶状況等... からいたしまして、世間で言つておる... ほどのことではないと思ひます。

官廳委員 それからもちよつと一点お伺... したいのですが、買取り価格が問題だ

と思うのです。たとえば十月一日から  
買い取るというふうな事になった場  
合に、その当時の貨幣価値によつて  
計算されますが、現在の貨幣価値が十  
年後において変動するというふうな場  
合には、会社でおそらくその支払いの  
不可能な事態が生ずるのではないか。  
かえつて新しく船をつくつた方が効果  
的ではないか、こういう場合が生じて  
来るような事情があるのではないか。  
清算終了を大蔵省で引継がれた場合  
に、どういふ対策をお持ちであります  
ようか、この点をちよつとお伺いた  
します。

○岡田政府委員 ただいまの御質問で  
すが、それは今度の法案に關しての問  
題でしょうか。それとも今研究されて  
おる買入れ法案のことでしょうか、ま  
うか。

○宮腰委員 それは十年間に共有關係  
を買い取るという場合に、貨幣価値に  
変動を生じた場合の見通しです。おそ  
らく将来に行つてから払えないという  
会社も出て来るのではないかと、この  
係です。現在の貨幣価値で計算され  
て、将来貨幣価値が上昇した場合に、  
これが払えないというような会社も出  
て来るのではないかと、思うのです。  
……。

○吉田(贈)政府委員 ただいまの御質  
問の点は、これは何もそういう場合に  
は、船主としては買い取らなくてもい  
いわけでありまして、買取りの権利が  
あるというだけであります。買い取る  
必要はないわけでございます。ただ実  
際上の問題といたしましては、数年前  
につくられたような船につきまして  
は、非常に船価が安くなつております  
ので、買い取る方が船主にとつて有利

であるというふうな場合の方が、多い  
というふうな事になつております。

○大上委員 資料をお願いいたしま  
す。まず第一に、船舶共有契約書の第七  
條の第一号、第二号、第三号に該当す  
るものが既にあつたかいなか。すな  
わちあれば詳細に資料を頂戴いたした  
い。特につけ加えますが、第一号にあ  
りましては「本船を譲渡、委付又は抵  
当権の目的となす等一切の処分行為」  
第二号は「本船に対する保険契約の締  
結」第三号は「本船の改造又は大修繕  
すなわち第七條の第一号から第三号ま  
でに該当する事実があつたかいなか。  
その次はたび／＼の政府当局の説明で  
よくわかるのですが、船舶会社の共有  
しておる船主の資産状態を知らせても  
らいたい。すなわち資産の状況がどう  
なつておるか。これを調べるにとさらに  
七條にひつかかつて来て、それが出て  
来ると思いますから、この二つの点か  
ら資料を要求しておきます。

○夏堀委員 本日はこれをもつて散  
会いたします。  
午後零時二十一分散会

昭和二十五年八月二日印刷

昭和二十五年八月三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所